

随意契約結果(物品供給等)

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「豊臣秀吉朱印状 卯月22日付 伊藤太郎左衛門宛」ほか3点買入	図書	(株)思文閣出版	24,920,000円	令和6年12月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	—

随意契約理由書

1 案件名称

「豊臣秀吉朱印状 卯月 22 日付 伊藤太郎左衛門宛」ほか 3 点買入

2 契約の相手方

株式会社思文閣出版

3 随意契約理由

本件は、大阪城天守閣条例第 2 条（目的）の「天守閣は、歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与する。」との規定にもとづき、大阪城や豊臣時代、武家文化、郷土史等に関する資料を収集するものである。

このたび買入した資料は、豊臣秀吉が妹の旭姫（あさひひめ）の徳川家康への嫁入りに際し家臣に指示した手紙や、大坂の陣における毛利輝元と豊臣家の関係をうかがわせる文書のほか、朝鮮出兵の様子を克明に描いた屏風など、大阪城や豊臣時代の歴史にとって極めて重要で、大きな展示効果が期待できる。したがって、大阪城天守閣の資料収集方針である「歴史及び文化に関する資料の収集」に合致し、本市として所蔵し、大阪城天守閣で展示することが最も相応しい資料であると考えるが、当該資料はそれぞれ 1 点かぎりの文化財であり、現在、上記事業者が所有していた。

以上の理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に基づき随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局観光部部観光課（電話番号 06-6944-1760）